

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

市町村名 (市町村コード)	郡山市 (07203)
地域名 (地域内農業集落名)	中田地区 (羽広、善明寺、宮脇、倉屋敷、台、萩平、館、阿ノ山、沢又、永田、上石下、上石上、滝ノ作、北向、永橋、保戸内、権現堂、赤沼、泉田、館小綱木、折戸大平、長久保寺屋敷、久保、富金、馬石宮下、大久保、貝作、城ノ内、町、野橋、宇津熊、町田前、町、久根込、小中里、大古山高谷、前ノ内、篠坂、橋場、砂畑、道内、北作、五斗蒔田、黒木、亀石、島田、町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中田地区は、農業者の平均年齢69.28歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

- ・農家の高齢化が進んでおり、その多くが後継者の目途がついておらず地域農業の将来について不安がある。
- ・農業の生産コストが上昇し、販売単価が下がり、所得が減少しており、意欲も低下している。
- ・遊休農地が年々増加してきている。
- ・鳥獣被害(イノシシ、ハクビシン、カラスなど)の被害が増えてきている。
また、電気柵等の対策についても、地域によっては支援対象にならない場合がある。
- ・中山間地であるため、日照、土壌条件及び水利条件も含め、平場に比べ条件が良くないほ場が多い。
- ・用排水路の維持管理について、高齢化が進み農業者だけでは難しい状況となってきている。
- ・市内他地区と比べて、畜産農業者が特に多い地区である。

【地域の基礎的データ】

農業者:502人(うち50歳代以下49人) ※農林業センサス2020より

団体経営体(法人・集落営農組織等) 4経営体

主な作物:水稲、野菜(露地、施設(キュウリ、トマト、アスパラガス))、果樹(ブドウ、リンゴ、カキ)、花き、花木、畜産(肉用牛、乳牛)、きのこ類 等

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していくことや、地域内で法人を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

また、地域の所得向上等の観点から、定期的な地域の話合いを行うことで、標高約300~400mという標高を活かしたブランド化を図ることや6次化製品の開発を行うことや、海老根地区においては「海老根凍みどうふ」を地域で生産すること等の当地区の特色を出す取り組みを行うことを積極的に検討する。

- ・地域の実情に応じた、補助等を含めた支援策が必要であることを、地域として行政機関へ要望し、地域農業の維持がしやすい状況を整備していきたい。
- ・畜産農業者が多いことから、話合いにおいて、耕畜連携を強めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,057.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,057.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。
また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地中間管理機構の機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、将来に向けてほ場整備等の取組を行うことを地域で話し合いにおいて、積極的に検討していく。多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていける環境を整えていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、担い手には農地の集積・集約化を進め、地域ぐるみで技術や機械などの支援を行っていく。集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、空き家対策も含め、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、担い手確保・育成に努める。
また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用なども積極的に検討していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農業支援サービス事業者等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑤高齢化や担い手不足が進む中、園地継承も含め、果樹の産地として維持を図っていく。

⑦⑧多面的機能支払組織等の活動として農道、用排水路の維持管理等を継続し、さらに活動エリアの拡大等により、担い手が効率的な農作業を行っていける環境を整えていく。

②⑨耕畜連携(循環型農業)を行うことについて、他地区と比べて畜産農業者が多いため、地域全体での減農薬も含め、地域内で積極的に検討を進めていく。

⑩協議の場においては農業者以外の方への参加も積極的に行い、農業のみならず課題解決を図っていく。